



電氣事業法の改正に就て

○
政
僧

電氣事業統制の趣旨から現行電氣事業法を改正することゝ爲つて改正案が公表されたが、いつも議會を眼の前に見て各省が法律案の提出競争をやるのが例であるから、之も亦其の類だらう位に見識つてゐたが、近時傳えられる所に依ると眞面目に提出するやうだから改正案を審議する氣に爲つた、改正の根本理由は、現行法が電氣事業取締の見地に於て立法され、電氣事業を統制すると言ふやうな政策を行ふことが出来ないから之を特許事業として夫れに必要な法規を制定せむとするのである、之に對し鐵道省は省營電氣事業を事業法の外に置くことの意見を提出したと傳えられ、内務省は河川法との關係を理由として根本的な反対意見を提出したと言はれてゐる、曾ては鐵道省營電氣事業で遞信省に惱まされた鐵道省

や發電水力法の制定から既み合つてゐた内務省が異論を唱へるのは或は當然かも知れない、併し筆者は夫等のことを論外に置き、我が路政と關係を有する法條に就て所論する。

○

路政に關係を有するものは二つある、一は道路管理者が電氣事業者に對して爲したる處分の矯正に關する規定と、二は道路の占用を統制することに關する規定とである。前者に關する現行法は、其の第九條に於て電氣事業者は河川橋梁溝渠道路堤防其の他公共の用に供せられた土地の地上又は地中に電線路を施設する必要あるときは其の效用を妨げざる限度に於て管理者の許可を受けて之を使用することが出來得る旨を定め、其の使用に對しては使用料を納むべく、若し管理者たる行政廳が正當の事由なくして其の許可を拒むときは又は管理者が定めた使用料の額を不相當なりとするときは主務大臣は電氣事業者の申請に依り使用を許可し又は使用料の額を定むべき旨を定めてゐる、併し此規定は公物法規の大系を素す亂暴な規定であつて、公物管理の原則を破つて公物を使用する者の側から公物を統制せむとする規定で不合理であることは明白である、従つて道路法の制定に方つては其の不合理を除くが爲に、道路占用の制度を認むると同時に、道路の占用が法令に依り土地を收用又は使用することを得る公共の利益となるべき事業に係るものなる場合に於て管理者が正當の事由なくして其の許可を拒み又は不相當な占用料を定めたときは主務大臣は事業者の申請に依り占用を許可し占用料を定むることの出來得る規定を設け、其の代りに道路法の道路に對しては右電氣事業法第九條の規定を適用しないこと、し、電氣事業法の不合理な點を矯正したのであつた。然るに改正案に於ては現行法と同一の規定を設け依然其の不合理を再生せしめむとするのである、殊に今回の改正案に於ては所謂本來の電氣事業に電氣を供給する所謂自家用電氣事業を本來の電氣事

業と看做し(第一條)右に述べた公物使用に對する特典を與えんとするのである。固より電氣事業を保護し其の事業の發達を助成することは何人も異論のない所であるが、夫れには自から定まつた限界がある筈であつて無制限なものではない、道路法に於ては道路管理者に道路管理の權限を授け公物管理の萬全を期したにも不拘、道路を占用する事業の爲に公物の管轄權を抑制せむとする如きは、事業保護の程度を超過し許すべからざる立法と言はざるを得ない。

其の二は、現行法第十三條に於て、電氣事業者は地中電氣工作物を施設する場合に於て他人に屬する地中電氣工作物の位置を變更する必要あるときは當該工作物の效用を妨げざる限度に於て其の位置を變更し又は其の工作物の所有者をして其の變更を爲さしむることを得べき旨を定めてゐる。之を今回改正して、電氣事業者は地中電氣工作物を施設する場合に於て他人に屬する地中工作物の位置を變更する必要あるときは當該工作物の效用を妨げざる限度に於て其の位置を變更し又は其の工作物の所有者をして其の變更を爲さしむることに改めむとするのである、固より本條に所謂地中工作物は獨り道路地下の工作物に限定さるべきものではない、併しながら電氣事業の實際に徵するときは、道路地下に施設する場合が最も多い、従つて本條を適用する範圍は一に道路地下に限定さるゝと言つても過言ではない、既に現行法が一地中電氣工作物所有者の爲に、道路地下に存する他人の地中電氣工作物の位置變更の權能を付與したことでさえ路政攬亂の非難を蒙りつゝあるに不拘、一地中電氣工作物所有者の爲に道路地下を占用する凡百の工作物に對し位置變更の權能を付與せむとする如き、其の無謀評するに言葉が無いのである。蓋し道路地下に於ける工作物が道路を占用する關係に在ることよりすれば、之が措置統制は一に道路管理者の權限に於てのみ爲し得べき所であるからである。固より現在に於ける地下工作物の措置統制は不備であつて、電氣事業の爲にも不満足な點あることは之を肯定する、併しながら其の不備缺點あるが爲に

事業保護の程度を超過して電氣事業の見地に於てのみ之を統制せむとする如き誤つた思想を捨て、更に一步進むで現行法第十三條の如き規定を道路地下工作物に適用せざることに改め、一般道路地下工作物の統制を要求すべき所に要求し夫れを達成せしむることが、電氣事業保護の實を擧ぐるに最も捷徑では無からうか。

○

想ふに所管事業を發達せしめむとする努力に對しては、吾人は妙なからず敬意を表するものである、併しながら同業者のみの意見を尊重して事を策することは往々にして偏見に陥り易い、宜敷天下を遼觀して諸般の施設に比較し其の輕重を考慮して立法するを要する。這般傳稱された發電水力法案を制定せむとして成らなかつたのも矢張り夫れの量定を誤つたからである、今改正せむとする電氣事業法中に於ける路政に關する部分に附てさえ叙上の缺點を發見し得るのであつて、其の他河川等に關係する部分は更に大なる缺點を藏するであらうと想像するに難くは無い、殊に本法改正の爲に事業者に影響するところ僅少なるものに在つては、早急に之を改正するの必要と理由を發見するに苦しむ、従つて議會も恐らく協賛しないであらうから一と先改正案を撤回し、發電水力法案の趣旨を加味した立法を希望し遞信當局の再考を求むると共に地下埋設物の統制に關する新立法を見んことを切望する。